## 別表八(一)

## 「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第23条((受取配当等の益金不算入)) (措置法第67条の6第1項((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)) の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) 又は令和2年旧法第23条((受取配当等の益金不算入)) (令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第67条の6第1項((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)) の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表八(一)付表一の「受取配当等の額の明細」の各欄を記載し、次にこの明細書において負債利子等の額の計算をします。①令和2年6月改正前の令(以下この明細書において「令和2年旧令」といいます。)第22条第1項(当年度実績による負債利子等の額の計算))による場合には下段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び上段左の「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載し、②令和2年旧令第22条第4項(基準年度実績による負債利子等の額の計算))による場合には上段右の「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載します。

- (注) 1 「負債利子等の額の計算」及び「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の 各欄は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度(旧事業年度を除きます。)にあっては、 記載を要しません。
  - 2 上記②による場合には、下段の「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記載を要しません。
  - 3 令和2年旧令第22条第4項の規定は、平成27年4月1日に存する法人について適用がありますが、適用を受ける法人が同日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの(その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの)に限ります。

#### 3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の額2」	次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度(旧事業年度を除きます。) (別表八(一)付表一 <del>「16の計」又は</del> 「20の計」) (2) 令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。) (別表八(一)付表一「16の計」 <del>又は「20の計」</del> )	
「当期に支払う負債利子等の額 3」及び「当期に支払う負債利 子等の額16」	当期に支払う負債利子のほか、令和2年旧令第21条((負債の利子に準ずるもの))に掲げるものも含めて記載します。	
「連結法人に支払う負債利 子等の額4」	その内国法人との間に連結完全支配関係が ある連結法人に支払う負債の利子の額を記載 します。	

	欄	記	載要	領	注 意 事 項	
「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄	「受取配当等の益金不算入額(1)+((2)-(10))+(11)×50%+(12)×(20%又は40%)13」	益金不算入の特例 (1)+((2)-(1 <del>又は</del> 40%) (2) (1)以外の場合	の7 (保険会社 列)の規定の適月 の)+(11)×50%	の受取配当等の		
「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄	「平成 27 年4月1日から 平成29年3月31日までの 間に開始した各事業年度 の負債利子等の額の合計 額20」				平成 27 年4月1日 平成 29 年 3 月 31 日記 間に開始した各事業組 うちに株式等を所当し うちに株式をの負債を を がないまで を 資がない事業の で で で で で で で の り り し に は い た た に き り に り に り に り に り に り に り に り に り に	ま手しか子あざ事で度て額等るき業ののいかの場負年
	「同上の各事業年度の関連 法人株式等に係る負債利 子等の額の合計額 21」	「20」に記載したの関連法人株式等の の関連法人株式等の して計算した負債和 す。	の配当等から控	除すべきものと	平成 27 年 4 月 1 目 平成 29 年 3 月 31 日 3 間に開始した各事業 負債利子等の額につる 2 年 旧 法第 23 条 及 2 年 旧 令第 22 条 第 1 規定を適用して計算し債利子等の額の合計額載します。	までのの で度令の和和の負
	「受取配当等の益金不算入額(14)+((15)-(23))+(24)×50%+(25)×(20%又は40%)26」	合 (14) + ((15) - (23 <del>は</del> 40%) (2) (1)以外の場合	条の7の規定の ))+(24)×50%	でい記載します。 適用を受ける場 + (25) × ( <del>20% 又</del> + (25) × (20% <del>又</del>		
「当総資金	「総資産の帳簿価額 27」	確定決算に基づく 資産の帳簿価額の台 別勘定など資産の帳 除したところにより	合計額(両建勘 長簿価額に含ま	定、返品債権特 れないものは控	税効果会計を採用しる場合に計上される総金資産勘定の金額は、産の帳簿価額の合計額まれます。	操延税 総資
年度実績による場合の   佐価額等の計算」の各欄	「連結法人に支払う負債利 子等の元本の負債の額等 28」	ることに代えて利 額 (2) 特別償却準備金	っては(1)から(4) 成します。 薄価額を損金経 責立金として積まな を関するは、 では(1)から(4) はします。 では額を損金経 ではるとして ではまれた ではまれた ではまれた ではまれた ではまれた ではまする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	までに掲げる金理により減額すみ立ている金額 3条第1項法第7 に係が貸借対照表	税効果会計を採用しる場合において、剰気処分により圧縮積立会特別償却準備金を積みているときは、その利等に係る税効果相当をあるに記載します。	余金の 金又は み立て 責立金

	欄	記	載	要	領		注	意	事	項
		(4) 法人との								
		結法人に支		の利子の元	正本である	負債の				
_		額に相当す								
当	「期末関連法人株式等の帳	各期末におり				いて、				には、期
年	簿価額 30」	税務計算上の		,, .	, ,					とこれ以
度		なお、この					外の株式			
実		国法人が他の		,			と当期と			
		い社団等を除る	_ , , ,				っても、			
績		該他の内国法, きます。)の総								
に		は金額の当該位					をそのま	ま記	戦し	より。
ょ		年度終了の日の								
る		法人がその翌								
場		は、当該他の								
合		で引き続き有			,					
$\mathcal{O}$		法人の株式等	(期末完	全子法人	株式等を	除きま				
総		す。)をいいま	:す。							
資		(注) 期末完全	子法人株式	式等とは、	内国法人	が他の				
		内国法人(								
産		除きます。)								
価		が当期の中流								
額		合には、当記								
等		期末まで継								
0)		(その内国法 内国法人と(		–						
計										
算		関係を有する								
<i>→</i>		他の内国法								
		る完全支配								
0		まで継続して								
各		及び当該他の								
欄		該他の者に、	よる完全を	支配関係が	ぶあったと	きを含				
		みます。) の	当該他の日	内国法人の	)株式等を	いいま				
		す。								

# 4 根拠条文

法 23、平成 19 年改正前の法 23、令和 2 年旧法 23、平成 19 年改正法附則 34、規則 8 の 4 、措置法 67 の 6 、67 の 7 、令和 2 年改正法第 16 条の規定による改正前の措置法 67 の 6 、措置法 令 39 の 29